



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告番号1-1 外239名

被告 国 外1名

2022〔令和4〕年5月16日

準備書面 86

—被告東京電力共通準備書面(32)に対する反論—

大阪地方裁判所第22民事部合議2係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武嗣



弁護士 白倉 典武



目次

第1 本東電書面「第2 受忍限度論」について	5
1 はじめに	5
2 受忍限度論の適用場面ではないこと	5
(1) 受忍限度論とは何か.....	5
(2) 本件における加害行為の特徴	6
(3) 同種集団訴訟における被告東京電力の賠償責任の認められ方	6
(4) 侵害された権利（法的に保護される利益）の明確性、重篤性	6
3 被告東京電力の主張について	7
(1) 本件において侵害された権利が明確であること	7
(2) 健康影響、被害がないと断言することの誤り	8
(3) 区域指定の解除によって元の生活を送ることが出来るとする誤り	9
(4) 高松高裁判決批判の誤り	9
第2 本東電書面「第3 中間指針等の位置づけ」について.....	10
1 はじめに	10
2 中間指針等は、最低限度の賠償を定めたものであること	10
3 被告東京電力の主張について	11
(1) 中間指針等が示す賠償額の水準は、損害の填補として不十分であること	11
(2) 鎌田会長発言や大塚会長代理発言を、中間指針等が損害の填補として十分	12
であることの根拠とすることの誤り	12
(3) 中間指針等は合理性・相当性を有しているとするものの誤り	13
(4) 訴訟提起者が少ないことをもって、中間指針等に基づく賠償水準が自主的	13
紛争解決の規範として機能しているとするものの誤り	13
第3 本東電書面「第4 被告東京電力の賠償支払の根拠と手続」について.....	15
第4 本東電書面「第5 被告東京電力の財産的損害の賠償」について.....	16
第5 本東電書面「第6 弁済の抗弁について」について	16
1 「1 精神的損害と財産的損害とは実体法上一つの請求権に係る細目にすぎ	

ないこと」について	16
(1) はじめに.....	16
(2) 訴訟物の個数について	17
2 「2 損害項目や損害発生時期を特定した質的一部請求であって、その外側は訴訟物ではないという主張が失当であること」について.....	18
(1) はじめに.....	18
(2) 原告の本件請求は質的一部請求であること	18
(3) 処分権主義の制限との主張について.....	19
(4) ネーミングによる区別などという主張について.....	20
3 「3 被告東京電力の賠償が損害項目や損害発生時期を合意したものではないこと」について.....	21
(1) 損害費目と損害発生時期を特定して当該損害に対する賠償をする旨の合意が成立していること	21
(2) 「(3) 原告らの「同意書」ないし「委任書」の解釈の誤り」について ..	23
4 「(4) 高松高裁判決が妥当しないこと」について.....	23
(1) はじめに.....	23
(2) 被告東京電力引用の前半部分について	23
(3) 被告東京電力引用の後半部分について	27
5 「(5) 原告らの主張によると不当かつ不公平な結論となること」について	29
(1) 第一段落（4 1 頁 7 行目まで）について.....	29
(2) 「その他」の項目について（4 1 頁 1 2 行目まで）について	29
(3) 和解の相対効に関する主張について.....	30
(4) 不当・不公平な結論とはならないこと	32
6 「(6) 原告らの具体的な主張がないこと」について	32
7 原告主張の和解が成立していると認定すべきこと	33
8 「4 世帯構成員間における弁済の相互充当」について	33
9 まとめ.....	34

第6 本東電書面「第7 復興論」について	34
----------------------------	----

本書面では、被告東京電力が共通準備書面（32）（以下、「本東電書面」という。）において行った主張のうち、必要な範囲で（受忍限度論、中間指針等の評価、弁済の抗弁、復興論について等）反論を行う。

第1 本東電書面「第2 受忍限度論」について

1 はじめに

被告東京電力は、本東電書面の第2（4頁以降）において「受忍限度論」という項目を設け、縷々述べている。

しかし、これらは独自の主張であり、およそ認められない。以下、具体的に論じる。

2 受忍限度論の適用場面ではないこと

(1) 受忍限度論とは何か

受忍限度論は、社会活動を行う際に所有権の行使や営業の利益を図る者が他者の権利や法的に保護された利益を侵害することがあり、その場合にどのような考え方、基準をもって適正な解決を図るべきか、という問題意識から考えられた理論である。

そして、その中核は、生じている被害が「通常甘受すべき」程度を超えているかどうかであり、加害行為が違法性を有するかについて、加害行為の相当性を考慮するという意味のものではない。公害訴訟等で判例が行ってきた「受忍限度論」は、単に、様々な要素を総合的に考慮して権利・法益侵害性（違法性）を判断せよというものではなく、まず、侵害されて生じている被害が「通常甘受すべき」程度を超えているかどうかを検討した上で、侵害者側の活動自由や利益（例えば、景観侵害の場合、侵害する側が持っている所有権行使の自由や営業上の利益）、道路や空港などの公共施設が原因の場合、それらの公共性や有用性を考慮すべきという意味である。

すなわち、当該活動が社会的に容認されているだけでなく、公共性や公益性を有している場合、どの程度公共性、公益性を有しているのかという点が、適正な解決を図る上で考慮されるというに過ぎず、このことは、これまでの原告

らの準備書面において既に述べたとおりである。

最も重要なのは、侵害されている権利、法的に保護された利益の明確性、重篤性であり、それらが認められることについては、原告ら準備書面においてこれまで再三述べてきたところである（この点については(4)項及び3(1)項で改めて付言する）。

(2) 本件における加害行為の特徴

そもそも、本件は、社会的に容認された活動によって他者の権利や法的に保護された利益が侵害されている事案ではない。事故型であり、また、電力事業者に放射性物質をまき散らす権利や自由もない本件事故では、およそ「受忍限度論」は当てはまらない。本件事故を回避できたにもかかわらず、被告東京電力が地域住民（さらには、広く我が国に居住する市民）の生命、健康よりも自己の利益を図った結果、適切な対策を講じなかったゆえに生じた加害行為によって引き起こされたものであり、しかも、いまだ放射能の拡散を止められていないという事態のなかで他者の権利や法的に保護された利益が侵害されている、という事案である。

(3) 同種集団訴訟における被告東京電力の賠償責任の認められ方

更に、これまで各地の裁判所で言い渡された、本訴訟と同様の訴訟の判決においても、受忍限度論によって被告東京電力の責任を判断しているのではない。被告東京電力の責任の有無を判断するに際しては、各原告に「避難の合理性」があるかという視点から検討し、その合理性が認められれば、被告東京電力は、当該原告の避難によって生じた損害を賠償すべきだと判断している。

なお、ここで述べる「避難の合理性」が、事故後の事故内容に関する情報提供の不足や混乱、被告東京電力の事実隠蔽、低線量被ばくによる健康被害リスクについて科学的に解明されている内容、科学的知見が明らかになってきている経緯、被ばくに対する感受性の個人差等から判断されるべきであることも、既にこれまでのいくつかの判決の累積によって明らかになっている。

(4) 侵害された権利（法的に保護される利益）の明確性、重篤性

なお、最も重要な、被告東京電力の放射性物質まき散らし行為によって各原

告に生じた被害について、被告東京電力は、受忍限度論が適用される場面だと述べた上で、更に比較衡量すべき原告側の損害とは健康被害であると主張する。

しかし、この主張も、本件避難者が求めている被害賠償の本質を全く理解していないものである。

本件で侵害され、賠償されなければならない被害は、健康被害そのものではなく、ましてや健康被害の立証を要するものでもない。「避難の合理性」が認められれば賠償の責任を被告東京電力が負う被害とは、低線量被ばくによって生じた健康被害リスクや、単に避難に伴う生活上の具体的な支障・被害にとどまらない。避難によって侵害された、「どの地域でどのように生きていくか、その地域の人々の交流の中でどのような人生を過ごしていくか」という自己決定権、自己実現等を含む人格発達権の侵害を含むものである。

よって、法的に保護された利益にとどまらず、憲法上保障された明確な権利の侵害が生じているのであり、侵害利益が不明確であるとか、被害程度が低いのかのように論じる被告東京電力の主張は全くの的外れである。

なお、被告東京電力が受忍限度論を採用すべきであると述べて上告、上告受理申立を行った、各地の裁判所で言い渡された本訴訟と同様の訴訟について、被告東京電力の主張は全て退けら棄却されている。したがって、この点について、これ以上の反論を行う必要はないと考えるが、念のため、次項において、被告東京電力の主張に沿って各論的な反論を行う。

3 被告東京電力の主張について

(1) 本件において侵害された権利が明確であること

被告東京電力は、「受忍限度論とは……『権利』性の明確でないもの…他者の権利・利益と競合するためにそれとの相関において外延が画される権利・利益（いわゆる相関的権利）について、違法な利益侵害に当たるか否かを判断するための枠組み…」と主張する（4頁）。

しかし、そうであるなら、前項でも述べたように、本件では権利性は明確で、およそ受忍限度論の俎上に乗らないことは明らかである。

また、被告東京電力は、『包括的生活利益』は、他者の権利・利益と競合する

ためにそれとの相関において外延が画される権利・利益でありいわゆる相関的権利に当たるから、本件において相手方らの『包括的生活利益』に対する違法な利益侵害があったか否かは、受任限度論に即して判断されなければならない。」とも主張する（6頁）。

しかし、この主張も、原告らの主張を正確に理解しないまま述べるものである。

被告東京電力は、「原告らは、本件事故によって侵害された原告らの権利・利益は、被ばくによる健康被害のリスク上昇という生命・身体に直結する権利であるから受任限度論は妥当しないとする。」述べるが、原告らが述べる被侵害利益がそれにとどまらないことは、既に述べてきたとおりである。

(2) 健康影響、被害がないと断言することの誤り

また、被告東京電力は、「100 ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば、子ども・胎児への影響も含め、健康への影響は認められず」「20 ミリシーベルトを下回る地域…に居住していた場合には、子ども・胎児への影響も含め、健康への被害は認められない…」などと断言している（6頁）。

しかし、「認められない」と明確に断じている科学的知見、根拠や報告は存しない。むしろ、甲状腺がんについて、被ばく地域において、推測される被ばく量（放射能汚染程度）に比例する形で甲状腺がんの多発が認められていること、それにもかかわらず本件事故との因果関係は不明であるとし、「因果関係があるとは『考えられない』」として結論を先延ばしにしているというのが正確な事実である。

このほかにも、被告東京電力は、「発がんリスクは実質的に無視し得る」「本件原発の事故の状況が収束に向かっている」「健康被害のリスク上昇という生命・身体に直結する権利を害するものではない」「客観的には放射線による健康影響はなく」（以上7頁）と述べるが、放射線感受性には個人差が大きく、「リスクは実質的に無視し得る」等と断言できる具体的な科学的知見は存しない。また、低線量被ばくの危険性を示す論文等が多数集積されている事実からすれば、リスクさえ高まらなないと断言することは明白な誤りである。

(3) 区域指定の解除によって元の生活を送ることが出来るとする誤り

更に、被告東京電力は、「区域の指定が解除され又は要請が終了した後は、…
…本件事故前と変わらない生活を送ることができた」と主張する（８頁）。

しかし、この主張は、被害者や当該被害地の実態を見ない机上の空論であることは明白である。

避難が強制された地域は、この間に、生活していく「街」としての機能が破壊され、著しく荒廃している（原告らの居住していた建物も、長年放置されたが為に著しく劣化している）。「本件事故前と変わらない生活を送ることができ」とする主張にこそ、被告東京電力の、本件被害の捉え方、本件原発事故に対する姿勢が端的に表れているのであり、被害者らの怒りは計り知れない。

(4) 高松高裁判決批判の誤り

最後に、被告東京電力が、「高松高裁令和３年９月２９日判決が受任限度論を排斥した理由は、最高裁判所の判例に即せば、違法な利益侵害の有無の判断において受任限度論を排斥する理由とはならないこと」という表題で述べている部分（８頁以降）について論じる。

被告東京電力は、この項で、高松高裁が受忍限度論を排斥したことに關して、「受任限度論における判断要素として、『侵害行為のもつ公共性ないし、公益上の必要性の内容と限度等』を挙げているものもあるため……高松高裁判決としては、……受忍限度論は公共性ないし公益上の必要性がある施設等の『正常な稼働』による侵害行為が生じている場合の判断枠組みであるとの理解の下、上記のような説示をしたとも考えられるが、こうした判断要素は受忍限度論において不可欠な要素ではない。」と述べ（９頁）、本件とは別の事案とその判決を縷々引用しているが、失当である。

既に述べた通り、受忍限度論は、生じている被害が「通常甘受すべき」程度のものなのかどうかの中核なのであり、そのうえで加害行為の有用性や公共性等が一定程度考慮されるに過ぎない。

そもそも被告東京電力自身、「受忍限度論」は、いわゆる相關的権利に対する違法な利益侵害の有無について、加害者及び被害者双方の事情を総合的に考慮し

ながら判断するための規範だと主張しているのもであって、そうであるなら、本件のように侵害されている権利が明白であって、「相関的」な権利でない場合には受忍限度論自体が問題とならない（少なくとも問題となることは極めて少ない）ことは明らかである。

高松高裁判決だけでなく、いわゆる生業訴訟の控訴審判決も、被害の程度を主として問題にし、その結果、受忍限度論を採用していないのはそのためである。そして、これらの控訴審判決は、東京電力の上告及び上告趣意申立を最高裁が退けたことで確定している。

第2 本東電書面「第3 中間指針等の位置づけ」について

1 はじめに

被告東京電力は、本東電書面の第3（12頁）以降において、「中間指針等の位置づけ」という項目を設け、縷々主張している。

しかし、これらの主張はおよそ認められるものではない。以下、具体的に被告東京電力の主張に対して反論を行う。

2 中間指針等は、最低限度の賠償を定めたものであること

原告ら準備書面81、83において主張したように、中間指針等は、「最低限度の賠償」について定めたものである。

最高裁決定においても、中間指針等を超える賠償を認めた高裁判決に対する被告東京電力及び被告国の上告・上告受理申立を棄却・不受理として、高裁判決が確定している。

原告ら準備書面81、83において主張したように、中間指針等は、「最低限度の賠償」について定めたものである。

最高裁決定においても、中間指針等を超える賠償を認めた高裁判決に対する被告東京電力及び被告国の上告・上告受理申立を棄却・不受理として、高裁判決が確定している。

確定した、いわゆる生業訴訟事件の控訴審判決は、「全中間指針において定められた額は、指針策定当時までの事情を基に個別事情を捨象して当該地域に居住

していた全住民に共通する損害項目を考慮に入れながら一審被告東電側も任意の支払いを拒否することのないように合理的と考えられる額として定められたものと解されるから任意の支払いを念頭に置いた和解的な色彩があることは否定できないところである。そうすると、本訴において、口頭弁論終結時までの事情を基に、一審被告東電による任意の支払いを期待するという要素を考慮に入れずに、本件事故と相当因果関係のある損害額を定める場合に、全中間指針における基準額よりも高い額となることは、ある意味では自然な結果であるともいえる」として、中間指針の限界を明確に指摘している。

そして、確定した高裁判決では、生業事件判決のように避難指示の違いによるいくつかの類型化された原告につき個別事情を考慮することなく一律に中間指針を超える賠償を認めている判決もあれば、個別事情により中間指針を超える賠償を認めているものもあり、いずれも中間指針を超える賠償を認めている。

このような最高裁の判断からも、中間指針等が最低限度の賠償を定めたものであることは明らかである。

3 被告東京電力の主張について

(1) 中間指針等が示す賠償額の水準は、損害の填補として不十分であること

被告東京電力は、「中間指針等に定める賠償基準が大多数の被害者が十分に救済される賠償額となるよう、各損害項目で大多数の被害者の被害を填補する高水準の賠償額が支払われる仕組みを構築している」などと主張する（13頁）。

しかし、2011（平成23）年8月5日に公表された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（乙D共1号証）の記載内容からも、中間指針等は、被災者の個別的事情等を捨象して簡易迅速に被災者の損害回復を図る（被告東京電力も納得したうえで、被害者に対する任意の支払いを早期に実現する）ために、最低限度の賠償基準を定めたものであることは明らかである。この点については、原告ら準備書面81において既に主張しているとおりである。

また、原告ら準備書面83において具体的に指摘したとおり、原子力損害賠

債紛争審査会での各委員の発言をみても、中間指針等は、事故が収束しない状況下で、迅速な被害者救済の必要性といった観点から、類型化が可能な損害項目や範囲を示したものにすぎず、賠償基準として限界が存在するものであることは明らかである。

既に述べたとおり、最高裁決定により確定した控訴審判決においても、避難指示等によるいくつかの類型化された原告につき、一律に中間指針等を超える上積みの賠償を認めており、中間指針等が、被害者の被害の填補として不十分なものであることが明確になっている。

(2) 鎌田会長発言や大塚会長代理発言を、中間指針等が損害の填補として十分であることの根拠とすることの誤り

ア 鎌田会長発言について

被告東京電力は、第53回原子力損害賠償審査会における鎌田会長の発言を引用し、中間指針等の賠償基準は、「最低限度の賠償」ではなく、大多数の者にとって損害の填補として十分な基準であると主張する（15頁）。

しかし、原告ら準備書面81、83において詳しく主張したとおり、原告らが指摘した過去の鎌田会長発言からは、鎌田会長自身が、中間指針等は、最低限の賠償を定めたものであることを認めていると理解される。

また、最高裁決定において、中間指針等を超える賠償を認めた控訴審判決が確定しており、中間指針等が損害の填補として不十分であることは明らかである。

イ 大塚会長代理発言について

被告東京電力は、大塚会長代理の「不法行為に関する判例とか学説では、認めるべきかどうかは必ずしも明らかでなかった住宅確保損害とか自主的避難者の損害等を含めて賠償の対象に含めてきたということがございます。」という発言を引用し、中間指針等の賠償基準は大多数の者にとって損害の填補として十分な基準であると主張する（15頁）。

しかし、中間指針等の位置づけについては、既に述べたとおり、最高裁決定により、中間指針等の上乗せを認める控訴審判決が確定しており、中間指針

等の賠償基準は、損害の填補として不十分である。

大塚会長代理は、最近の論文（「東京電力福島第一原発事故生業訴訟控訴審判決と原発訴訟の損害論に関する今後の見通し」）において、生業訴訟控訴審「判決の損害論には、他の判決とは違う意義があるといえよう。本件訴訟は原告の数が多く、本判決は損害論に関する一般的な判断を打ち出すことを意図しているとみられるからである。その意味では、中間指針との関係は、他の判決以上に問題となりうる」とし、また各訴訟につき「最高裁は、上告棄却の判断をする可能性があるが、その場合には、中間指針をどう扱うかが問題となろう。その場合に、紛争審査会はかなり困難な判断を迫られるかも知れない」と述べており、中間指針の見直しの課題が出てくることも予想している。

すなわち、上記論文は、最高裁において上告棄却の判断がされた後、中間指針等について見直しの課題が生じると指摘しているのであって、損害の填補として十分な基準であるなどとは到底言えない。

(3) 中間指針等は合理性・相当性を有しているとするものの誤り

被告東京電力は、中間指針等の作成過程に照らし、中間指針等は十分に合理性・相当性を有するものであると述べる（17頁）。

しかし、原告ら準備書面81においても述べたように、和解の指針を作る場合、両当事者の意見を聞くことは当然のことであるが、中間指針等の策定過程では、一方当事者である被告東京電力の関係者はしばしば出席して発言していたが、被害者らが直接審査会の場で意見を言う機会は設定されていなかったものであり、その作成過程に鑑みても、中間指針等が十分に合理性・相当性があるものとはいえない。

(4) 訴訟提起者が少ないことをもって、中間指針等に基づく賠償水準が自主的紛争解決の規範として機能しているとするものの誤り

被告東京電力は、被害者総数のうち訴訟提起者数の割合がわずかに約0.9%にとどまっていることは、中間指針等に基づく賠償水準が裁判外での自主的紛争解決の規範として機能してきたことを意味していると主張する（18

頁)。

しかし、平成23年から令和3年までの間に原子力損害賠償紛争解決センターにADRを申し立てた人は、累計で12万0996人にのぼっている。このことからすると、被告東京電力による自主賠償では納得できずに、ADRを申し立てている人が多数存在することが明らかであって、訴訟提起数のみをもって、中間指針等に基づく賠償基準が自主的紛争解決機関として機能していると評価することはできない。

また、上記のとおり最高裁により、中間指針等の上乗せを認めることが確定したことから、中間指針等に基づく賠償水準では不十分であることが明らかとなった。

被告東京電力は、いわゆる浜通り避難者訴訟に関する上告受理申立理由書において、要旨、「本件事故による損害の賠償を求める集団訴訟としては、控訴審に係属中のものだけでも14件・・・の事件があり、その一審の判決の判断内容も区々である。」、中間指針等にしがたって策定された「自主賠償基準に基づく賠償は、その対象者が約166万人、賠償総額は約9兆5385億円（令和2年7月3日現在）」であり、「旧緊急時避難準備区域の居住者について1人120万円の慰謝料額を一律上乗せする」原判決が「確定判断として認められるとするならば」「膨大な数の訴訟が提起されること」となり「中間指針等及びこれを踏まえた自主賠償基準に基づく賠償の仕組みそのものが破綻し、多数の訴訟提起による司法の停滞を招きかね」ないと主張したが、最高裁判所はこの主張を排斥している。

また、いわゆる生業訴訟に関する上告受理申立理由書では、「原判決が判断したように、中間指針等（及びそれを踏まえて策定された自主賠償基準）に定める賠償額が全体に不足しているかのように個々の居住者の個別事情によらずに『共通損害』を認めるとすれば、訴訟の乱発が懸念され、又は中間指針等の見直しを余儀なくされる」旨の主張を行ったものの、これも最高裁によって排斥されている。

第3 本東電書面「第4 被告東京電力の賠償支払の根拠と手続」について

被告東京電力は、その支払手続について、

「被告東京電力は、中間指針等を踏まえて賠償基準を策定し、これをプレスリリースしているものである。」

「損害の発生及び具体的な損害額の確定やこれら具体的検討の上での合意を経ることなく一定の事実が確認できれば機械的に支払がなされる仕組み」

であると主張する（19頁）。

しかし、被告東京電力の主張によっても、避難区指示等の区域内外にかかわらず、被告東京電力において、自ら策定した賠償基準を公表し、被害者から添付された証憑類に基づいて一定の事実を確認するというプロセスを経たうえで、自ら策定した賠償基準に従って、支払対象者・支払対象時期・支払費目・支払額をすべて特定し、被害者に対して賠償を行い、被害者が賠償を受け取っていることには争いが無い。

とすれば、避難区指示等の区域内外にかかわらず、原告ら準備書面83、84、85において主張したとおり、支払を受けた被害者と被告東京電力との間では、被告東京電力自らが策定した損害算定基準に従って認定された損害発生費目、損害発生時期、損害額を下回ることがないことを確認したうえで、その損害を填補するとの合意のもとに賠償が行われたことに疑いの余地はない。

したがって、被告東京電力からの支払の填補対象は、合意された損害費目に限られるのであって、他の損害費目の填補に充てられることはない。また、賠償対象となった損害費目のなかでも、損害発生時期を異にする損害の填補に充てられることもない。

被告東京電力の既払い金が、損害発生時期及び費目を特定した上で該当する損害を賠償するとの合意の上で支払われていることは、後述のとおり、同種裁判例における地裁判決や高裁判決において繰り返し認定されているとおりであり、かつ、そのような事実認定は最高裁判所においても是認されている。

第4 本東電書面「第5 被告東京電力の財産的損害の賠償」について

被告東京電力によるこの点の主張は、従前の主張を繰り返すのみであって、原告準備書面83の第6（28頁）以下に対する反論には一切なっていない。この点に関する原告の主張は準備書面83において詳細に述べているとおりであるから、ここでは繰り返さない。

簡単に述べれば、まず、被告東京電力によって行われた物的損害に対する賠償や財産的損害に対する賠償は、従前の裁判例と矛盾抵触するものではない。また、各損害費目に対する賠償の額が払い過ぎになっている事実もない。さらに、上記第3に記載したとおり、被告東京電力からの賠償は、被告東京電力が自らが中間指針等を踏まえて策定した基準に従って、被害者との合意のうえで行われている。そして、物的損害や財産的損害に対する賠償がなされることが、ある程度生活再建に資することは、物的損害や財産的損害の賠償に関する機能から当然のことであって、物的損害や財産的損害についての賠償がなされた事実は慰謝料の額を低額に算定する事情とはならない。

第5 本東電書面「第6 弁済の抗弁について」について

1 「1 精神的損害と財産的損害とは実体法上一つの請求権に係る細目にすぎないこと」について

(1) はじめに

被告東京電力が、「訴訟物」に関する議論をどのように位置付けているのかは判然としないが、おそらく、原告が、被告東京電力との間の合意に基づいて支払の対象となった損害費目、損害発生時期の損害については本件の訴訟上の請求（訴訟物）の外側であるとしていることに対して、既払いの対象となった損害費目等についても審理の対象とすべきと主張せんがためと思われる。

しかしながら、原告が従前から主張し、また、本書面においても述べるように、さらに、他の裁判例においても認定され、最高裁判所においても是認されているとおり、被告東京電力の原告に対する弁済の効力は、弁済を行うにあたってなされた両者間の合意の意味内容によって解決される。したがって、本件

において被告東京電力の弁済の効力を決するにあたって訴訟物の個数は問題とならないし、本件において一部請求の外側、すなわち訴訟物の外側について審理する必要はない。

この点に関する被告東京電力の主張は、本件において、被告東京電力による弁済の効力を判断するにあたって意味を持たない。したがって、特に論ずる必要はないのであるが、念のために、何点か、被告東京電力の主張の誤りを指摘しておく。

(2) 訴訟物の個数について

訴訟物の個数が、本件において争点とならないことは上記のとおりであるが、念のためこの点について触れておく。

訴訟物とは、原告によって特定される被告との関係での裁判所になされる権利・法律関係の存否の主張であり、民事訴訟における審理判決の対象となり、かつ判決の効力が及ぶ範囲である。

金銭その他の不特定物に関する実体上の請求権の一部について取り出して訴訟上の請求を行うこと、いわゆる一部請求ができることについては異論がない。したがって、本件における訴訟物は原告が取り出して請求している部分である。

また、訴訟物は、実体法上の請求権ごとに特定され、実体法上の請求権が二つ存在する場合には、訴訟物は二つであるとされる。

損害賠償請求において、物的損害と人身損害の訴訟物が別であることについては異論がない。原告が昭和48年判決に関する最高裁判所判例解説を引用したのはその趣旨であり、そのことは、結論部分（原告準備書面77の27頁）の記載を見ていただければ、その趣旨は明らかである。被告東京電力の反論は原告の主張を正解しないでなしているものであり失当である。

そして、同判例解説から明らかなとおり、物的損害の実体法上の請求権、したがって訴訟における請求（訴訟物）は物件ごと（すなわち所有権の対象ごと）に分断されるという考えもありうる。また、原告準備書面77の26から27頁で引用する最高裁判所昭和61年5月30日判決のとおり、慰謝料（精神的損害）についても、その法的保護の違いによって実体法上の請求権は別個と考

えられ、それ故に訴訟上の請求（訴訟物）としても別個となることもありうる。

物的損害と人身損害を混同した上で、同一の不法行為に基づく損害賠償請求権に関する請求権は常に一つであるとする被告東京電力の主張は、最高裁判所の裁判例に明確に反しており誤りである。

2 「2 損害項目や損害発生時期を特定した質的一部請求であって、その外側は訴訟物ではないという主張が失当であること」について

(1) はじめに

まず、一部請求が認められることに異論がないことは上記のとおりである。したがって、質的一部請求であると量的一部請求であるとかかわらず、一部請求の外側が訴訟物とはならないことは明らかである。

被告東京電力が引用する、相殺の抗弁に関する最高裁判所平成6年11月22日判決も一部請求の外側が訴訟物となると述べているわけではない。だからこそ、同判決は、既判力は一部請求の残部には及ばないことを指摘した上で、相殺の抗弁の既判力（旧民事訴訟法186条、現行では114条2項）も「相殺の抗弁により自働債権の存否について既判力が生ずるのは、請求の範囲に対して『相殺ヲ以テ對抗シタル額』に限られるから、当該債権の総額から自働債権の額を控除した結果残存額が一部請求の額を超えるときは、一部請求の額を超える範囲の自働債権の存否については既判力を生じない。」としているのである。

したがって、相殺の抗弁について、いわゆる「外側説」によることが、一部請求の外側を訴訟物の範囲とすることであるとするような被告東京電力の主張は、前提において誤解があると言わざるを得ず、失当である。

したがって、この点に関する被告東京電力の主張についても特に反論を要しないのであるが、誤解を生じないように、念のために必要な範囲で触れておく。

(2) 原告の本件請求は質的一部請求であること

原告は、訴状110頁以下で一部請求であることを明示している。また、財産的損害については別途準備書面を提出して主張すること、既払いを控除しても1500万円を下回らないことを述べている。

したがって、原告の請求は訴状の段階で質的一部請求であることを明示しているし、その後、訴状で述べたとおり個別の準備書面において個別の積み上げを行い、重ねて質的一部請求であることを明示している。原告らの本件請求が質的一部請求ではないという被告東京電力の主張は誤解に基づく主張である。

(3) 処分権主義の制限との主張について

ア 被告東京電力の主張

被告東京電力は、「質的一部請求の場合には、外側説の適用はなく、損害発生時期が特定された当該損害項目のみが審理対象となり、したがってそれ以外の項目や期間に係る損害は審理対象外である、という考えもとることはできない。」と主張し、『一部請求の態様や残部請求の時期によっては、信義則の適用により残部請求が不適法とされる可能性がある』もので、・・・このような費目の恣意的な切り分けによる請求は認められない。」という点をその理由とする。

まず、この点に関する被告東京電力の主張は、いくつかの点を混同し、間違った理解に基づく主張であって失当である。

イ 実務上一部請求が認められることに異論はないこと

上記のとおり、量的一部請求であると質的一部請求であるとかかわらず一部請求が認められることに異論はない。また、一部請求の場合に訴訟物（審理判決の対象）が請求された一部の範囲に限られることについても異論はない。

被告東京電力が根拠とする上記の理由から明らかなように、一部請求の場合にも後訴が遮断される可能性があるのは、一部請求の場合に訴訟物の外側が審理判決の対象となり、それ故に既判力が認められるからではない。訴訟物ではない（したがって審理判決の対象ではない）部分についても信義則により遮断されることがありうるということである（乙共380号証；伊藤意見書7頁）。恣意的な切り分けをすることが不適切であると考えられる場合には、信義則により後訴を遮断するということである。

そして、信義則により後訴が遮断されることは、前訴において自由に損害項目を切り分けて請求することができないということは意味しない。つまり、前訴において、自由に損害項目を切り分けて請求することは否定されないが、そのような場合に信義則によって後訴が遮断される可能性があるということである。

この点に関する被告東京電力の主張は、民事訴訟における訴訟物の範囲（すなわち既判力の客観的範囲）と、信義則による後訴の遮断を混同した主張であり、誤りである。

ウ 相殺の抗弁に関する外側説は一部請求の外側を訴訟物とする議論ではないこと

被告東京電力は、相殺の抗弁に関する外側説について、一部請求の外側を訴訟物として取り扱うという議論であるかの如く誤解して主張している。しかしながら、上記のとおり、相殺の抗弁について外側説を取ったとされる最高裁判所は、一部請求の外側については既判力は生じないとしており、それ故に、相殺の抗弁が出された場合でも一部請求の外側は訴訟物ではないと考えていることは明らかである。

この点に関する被告東京電力の主張は誤解に基づく主張であって失当である。

(4) ネーミングによる区別などという主張について

被告東京電力のこの点に関する主張（34 頁）は、被告東京電力が支払を行うにあたってなされた議論や経過を全く無視した議論であって失当である。詳細については原告準備書面 83 において述べたとおりであり、繰り返さない。

被告東京電力が直接請求等において支払をなすにあたっては、原子力損害賠償紛争審査会等により対象となる損害の内容や支払の対象となるものについて議論し、確定した上で、その内容についてプレスリリース等がなされている。原告らに対する支払はこのプレスリリースに従ってなされているのであり、支払の対象となる損害が不明確であるなどという主張は、経過を無視

した議論であって失当である。

3 「3 被告東京電力の賠償が損害項目や損害発生時期を合意したものではないこと」について

(1) 損害費目と損害発生時期を特定して当該損害に対する賠償をする旨の合意が成立していること

ア 被告東京電力の主張は事実経過に反すること

被告東京電力は、同項(2)において縷々主張するが、この点に関する事実は、原告準備書面83（特に第12）において詳細に述べているとおりであって、被告東京電力の主張は失当である。

本件事故による損害が長く続くことが想定され、その損害の全体像が明らかになるまでには相当長期間を要することが想定される中で、被害者に対して早期に賠償を行うことが社会的にも被害者との関係でも要請された。そのため、原子力損害賠償紛争審査会等の議論を経て、被害者に生じた損害について、被告東京電力は、損害費目や損害発生時期を細分化して、損害費目と損害発生時期を特定して賠償額について合意できるところから順に合意した上で支払をすることとしてその方針をプレスリリース等により公表した。これを受けて、賠償を受ける被害者側も、被告東京電力の公表した内容を前提として賠償額の合意に応じて支払を受けたのである。

避難指示等区域内の被害者による直接請求では、費目・時期を特定した支払明細書とそれに基づく支払である旨の合意書が作成されているのであり、損害費目や損害発生時期を特定して支払をしており他の損害の支払とはならないことは明らかな合意である。

また、避難指示等対象区域外の被害者についても、直接請求による支払の経過については原告の準備書面85において詳細に述べたとおりであり、プレスリリースによって損害費目、損害発生時期を特定して該当する賠償額を明らかにした上で支払がなされているのであり、損害費目及び損害発生時期を特定した合意に基づく支払であることは明らかである。

さらに、ADRにおける和解契約書の記載についても原告準備書面83の

14頁に記載したとおりである。ここでは、被害者が、東京電力に対して別途損害賠償請求訴訟を提起することを妨げない旨明示されており、将来、ADRにおける和解契約によって支払われる賠償額では不足があるとする被害者が、別途、和解金額を超える賠償を求めて訴訟を提起することが想定されている。

この点に関する被告東京電力の主張は、明確に事実と反しており、失当である。

イ さいたま地裁令和4年4月20日判決（甲A41号証）

さいたま地裁令和4年4月20日判決は、上記のような経過を、次のとおり端的に指摘し、被告東京電力により合意に基づいて損害費目を特定してなされた弁済が他の損害費目の請求に影響を与えないとしている（甲A41号証149から150頁）。

前記認定事実（第1の12）のとおり、被告東電は、損害項目ごとに賠償基準を定めてこれを公表し、直接請求手続では、明細書や合意書において賠償の対象を特定して賠償額を合意し、ADR手続では、定型的和解契約書において損害項目を特定して賠償額を合意し、当該項目以外には和解の効力が及ばないことを確認している。当時、本件事故による損害の全体像が明らかになるまで相当の期間を要することが見込まれる一方で、生活基盤を失った被害者に対する早期の賠償が必要とされ、被告東電が社会から被害者の早期の救済を強く求められていたことを勘案すると、被告東電は、賠償の対象を細分化し、順次合意できるところから賠償額を合意して賠償を実施する方針をとり、賠償を受ける側においても、被告東電の同方針を前提に賠償額の合意に応じたものと認められる。このことを踏まえると、被告東電は、直接請求手続又はADR手続において対象者と賠償額の合意をしたとき、当該損害項目について少なくとも合意した額の賠償義務を負うことを確定させ、後から当該損害項目につき賠償すべき額が合意した額を下回るとの主張をしないことを合意したと解するのが相当である。したがって、被告東電が、直接請求やADR手続において、原告らが本件で請求する以外の損害項目について行った賠償は、原告らの請求の当否に影響しないと解するのが相当である。

(2) 「(3) 原告らの「同意書」ないし「委任書」の解釈の誤り」について

この点に関する被告東京電力の主張が、事実に反し、また被告東京電力の認識に反する主張であることは、原告準備書面 83 の 16 頁以下において詳細に述べたとおりである。

被告東京電力は、本件訴訟だけではなく、他の同種訴訟においても、あるいは ADR の和解仲介手続においても、本件事故から 10 年を経過する頃まで、「同意書」や「委任状」を徴して支払を行った避難指示等対象区域内の被害者に対して、「同意書」や「委任状」の記載を根拠として、後の精算を予定しているという主張を行ったことはなかった。

この事実こそが、「委任状」や「同意書」の記載が後の精算を予定した文言ではなく、被害者のみならず、被告東京電力自身も後の精算を予定しているとは認識していなかったことの証左である。

4 「(4) 高松高裁判決が妥当しないこと」について

(1) はじめに

被告東京電力が引用する部分のうち、前半は、和解契約が成立しており別の費目に対する既払の賠償金をもって充当することは、上記和解契約の趣旨に反するとの認定がなされている部分である。高松高裁判決は、被告東京電力が引用する部分に続けて本件の事実関係の下では和解契約が成立している旨判示している。また、被告東京電力が引用する後半部分は、仮に、和解契約が成立してないとしても賠償額の総額が弁済の抗弁として成立するという被告東京電力の主張が信義則に反する旨述べる部分であり、本件の事実関係の下では、被告東京電力の弁済に関する主張は信義則に反する旨判示している。

被告東京電力のこの点に関する主張は、高松高裁判決の一部を恣意的に引用した上で同判決の趣旨を歪曲した主張であって失当である。

(2) 被告東京電力引用の前半部分について

ア 高松高裁判決が判示した内容

繰り返しとなるが、高松高裁判決は、被告東京電力の引用する部分を含め

て次のとおり判示している（甲A40・592～593頁。下線は原告ら代理人が付した。）。長くなるが、誤解を避けるために今一度全体を引用する。

…支払われた賠償金がどのように充当されるかについては、弁済者の意思表示ないしその合理的解釈によって決まる（民法490条、488条）。したがって、ある特定の損害費目に対する損害賠償として支払があった場合において、その支払額が当該損害費目の客観的な数額を上回るときは、上記のとおり、その上回る額はその他の損害費目の賠償として充当されると解することが、弁済者である損害賠償義務者（本件では第1審被告東電）の合理的意思に合致するといえる。しかしながら、当事者間で、ある特定の損害費目に関して賠償すべき額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が明示的ないし黙示的に成立したと評価できる場合には、上記損害費目に対する弁済として、同費目とは別の費目に対する既払の賠償金をもって充当することは、上記和解契約の趣旨に反するため許されないと解すべきである。

これを本件についてみると、ADR手続を利用して和解契約が成立する場合には、①被災者と第1審被告東電との間で、和解の範囲（損害費目及び対象期間）を明確にした上で、その範囲外の点に和解の効力が及ばないこと、②和解の対象となった精神的損害及びその対象期間については、和解に定める金額を超える部分につき清算の効力が及ばないこと、③同期間以降の損害の存否及びその金額については和解の対象外であり、被災者が第1審被告東電に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを確認していることが認められる

（証拠略）。また、ADR手続を利用せず、第1審被告東電がその自主賠償基準に従った賠償を被害者に対して行った場合でも、前記認定のとおり、第1審被告東電は、簡易迅速な損害賠償を実現するため、中間指針等を参考として自主賠償基準を策定し、被災者は、同基準に沿った賠償を受けている。そうすると、第1審被告東電としては、その賠償額が対象となった損害費目についての実際の損害額を超えることを理由として、当該被災者に対し、後に不当利得返還請求をするという事態は、少なくとも精神的損害に対する賠償に関する限り、およそ想定していないと理解するのが合理的である。

以上によれば、本件については、第1審原告らと第1審被告東電との間で、精神的損害に関する賠償額がそれに対する支払額を下回るものではないことを確認する和解契約が、明示ないし黙示的に成立していると評価できるから、第1審被告東電による財産的損害に対する賠償を含む賠償額の総額をもって、本件慰謝料請求に対する弁済の抗弁とすることは許されない。上記判断と異なる第1審被告らの主張は採用できない。

イ 和解契約の成立を精神的損害に限定したものとして理解すべきではないこと

被告東京電力は、上記の高松高裁判決を全損害のうち精神的損害のみを請求した事案に限定した趣旨であると理解すべきであり、本件のように、物的損害や財産的損害も含めて請求している事案では別に理解すべきであると主張する。しかしながら、和解契約が成立している範囲を精神的損害に限定して理解することは誤りである。

まず、第1に、高松高裁は、「ある特定の損害費目に関して」和解契約が成立したと評価できる場合と述べており、物的損害と人身損害あるいは精神的損害と財産的損害とを問わず、和解契約が成立しようとしている。これは、和解契約の性質上ある意味当然のことである。

次に、和解契約が成立していると理解すべきであるとする根拠としてADRにおける和解契約と直接請求における和解契約を分けて論じているが、そこで和解契約が成立している根拠としてあげている事実は次のとおりである。

まず、ADRについては

- ①被災者と第1審被告東電との間で、和解の範囲（損害費目及び対象期間）を明確にした上で、その範囲外の点に和解の効力が及ばないこと、
- ②和解の対象となった精神的損害及びその対象期間については、和解に定める金額を超える部分につき清算の効力が及ばないこと、
- ③同期間以降の損害の存否及びその金額については和解の対象外であり、被災者が第1審被告東電に対して別途損害賠償請求をすることを妨げないことを確認

していることが認められる。

としている。

高松高裁は、上記の②において「精神的損害」としているが、実際の和解契約においては、精神的損害に限らず、物的損害も財産的損害も、その対象時期を明示して和解に定める金額を超える部分につき清算の効力が及ばないとしていることは、原告が従前から述べるとおりである。したがって、高松高裁判決が「精神的損害」としているのは、単にこの事件の原告が慰謝料のみを請求しているからに過ぎず、和解契約の対象が精神的損害だけであるとする趣旨ではない。そうすると、高松高裁判決が認定の根拠とした事実に従えば、ADRにおいては、その損害費目にかかわらず和解契約が成立していると考えなければならない。

次に、直接請求手続については、

ADR手続を利用せず、第1審被告東電がその自主賠償基準に従った賠償を被害者に対して行った場合でも、前記認定のとおり、第1審被告東電は、簡易迅速な損害賠償を実現するため、中間指針等を参考として自主賠償基準を策定し、被災者は、同基準に沿った賠償を受けている。

と述べている。

ここでもまた、高松高裁は、和解契約が成立している根拠とする事実関係については精神的損害に限定していない。また、実際に被告東京電力が自主賠償基準を策定して賠償を行った損害は精神的損害に限定されておらず、物的損害や財産的損害についても自主賠償基準に沿って支払がなされている。したがって、高松高裁の認定根拠に従えば、精神的損害のみならず、物的損害や財産的損害についても和解契約が成立していると考えなければならない。

なお、被告東京電力は、高松高裁が「第1審被告東電としては、その賠償額が対象となった損害費目についての実際の損害額を超えることを理由として、当該被災者に対し、後に不当利得返還請求をするという事態は、少なくとも精神的損害に対する賠償に関する限り、およそ想定していないと理解す

るのが合理的である。」と述べた点について、被告東京電力は不当利得返還請求を主張するものではないから理由付けに誤りがあるとする。しかしながら、他の損害費目の弁済として流用するということは、当該損害費目に関する支払は過払いであって（実際、本件訴訟において被告東京電力は過払いがあると主張している。）不当利得返還請求権を有するから他の損害費目の支払請求権と相殺するという事と同様であって、高松高裁判決に誤りはない。

ウ まとめ

以上のとおりであり、この点に関する高松高裁判決の判示は本件においても参照されるべきである。本件では、物的損害か人的損害かを問わず、あるいは、精神的損害か財産的損害であるかを問わず和解契約が成立しており、和解に基づきなされた支払について、和解において合意された対象とは別の損害費目の支払に充てるとの主張は、和解の効力に反して許されない。

(3) 被告東京電力引用の後半部分について

ア 高松高裁が判示した内容

被告東京電力が引用した部分を含めて、高松高裁は次の通り述べて、仮に、和解契約が成立していないとしても、被告東京電力の主張は信義則に反して許されないと述べている（甲A40号証；高松高裁判決594頁）。ここでも、誤解のないよう、長くなるが全体を引用する。

前記認定のとおり、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するため、当事者間の自主的な解決に資する一般的な指針として、中間指針等が策定され、第1審被告東電は、自主賠償基準を公表して被災者に請求を呼びかけ、これに応じた被災者が第1審被告東電に対して賠償金の支払を求め、第1審被告東電から損害の費目を明示され、その賠償を受けたものである。そして、第1審原告らも、適宜、この方法を利用して財産的損害に関する損害も含め、賠償の対象となった費目を明示されて賠償金の支払を受けており、また、上記方法で弁済を受けなかった者も、上記方法によれば、財産的損害を受けられるものと（ママ。引用者注；損害の賠償を受けられるものと、との意と思われる。）信頼

し、精神的損害の賠償に限定して本訴を提起したものである（証拠略）。しかるに第1審被告東電（及び第1審被告国）は、約4年間係属した本件訴訟の原審において上記アの主張をすることなく精神的損害に対する賠償額（弁済額）を主張するにとどめ、第1審原告らもその弁済額を認めていたため、原審では、弁済の抗弁について当事者間に争いがなかったにもかかわらず、当審に至って突然上記主張をするに至ったことは当裁判所に顕著である。

第1審原告らとしては、上記一連の事実経過に照らし、第1審被告東電（及び第1審被告国）が上記主張をしないものと信頼することはやむを得ないところ、同主張が容れられる可能性があるのであれば、第1審原告らの財産的損害の内容及び金額全てについて主張立証せざるを得なくなる（なお、その額が第1審被告東電による上記賠償金額と一致するとは限らない。）。そして、そのような事態は、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するという原賠法に基づく中間指針等の策定趣旨にも著しく反する結果といわざるを得ない。

以上によれば、第1審被告東電（及び第1審被告国）の上記主張は、訴訟上の信義則（民訴法2条）に反するとともに、実体法上の信義則にも反し、許されないというべきである。

このように、被告東京電力が引用している部分は、仮に、原告との間で和解契約が成立していないとしても、そのような事態が生じることは不合理であり、本件事故による多数の被災者を迅速に救済するという原賠法に基づく中間指針等の策定趣旨にも著しく反するから信義則に反する事態であるから許されないとする根拠として述べているのである。

つまり、高松高裁判決は、被告東京電力の主張が容れられるような事態は許されないとしているのである。あたかも、高松高裁が被告東京電力の主張を補強するものであるかの如くの主張は、高松高裁判決の趣旨を誤導するものというべきである。本件においても、直接請求やADRにおける和解契約に基づき支払を受けた部分も含めて、全損害の内容及び損害額について主張立証を要することになるというのであれば、それは、高松高裁が述べるとおり、

本件事故による多数の被災者を迅速に救済するという原賠法に基づく中間指針等の策定趣旨にも著しく反する

のであって、信義則に反して許されない主張だということである。

5 「(5) 原告らの主張によると不当かつ不公平な結論となること」について

(1) 第一段落（4 1 頁 7 行目まで）について

損害発生時期及び損害費目を同じくする損害について、直接請求やADRにおいて合意して支払を受けた金額を超える損害があるとして請求を行う場合、当該損害費目及び損害発生時期に発生した損害が支払を受けた額を超えることを立証する必要があることについて、特に異論はない。

但し、その場合も、被告東京電力が和解金額を下回る旨主張することは、和解の確定効に反するのであって許されず、裁判所もその旨認定することはできない。あるいは、少なくとも、被告東京電力が、和解に基づく支払が過払いである等として返還を求めたり、他の損害に流用することを主張することは和解の効力に反して許されない。

(2) 「その他」の項目について（4 1 頁 1 2 行目まで）について

直接請求による合意に基づく支払であれ、ADRにおける和解契約に基づく支払であれ、損害費目及び損害発生時期を特定することなく合意がなされ支払がなされたことはない。

例えば、被告東京電力は自ら作成した支払実績表を証拠として提出し、ADRにおける和解契約に基づいた支払について「その他」名目で支払をしていると整理している（例えば甲D 3 号証の8）。しかしながら、「その他」に整理された支払の対象は和解契約において特定されている。ADRの和解契約において「その他」としてのみ記載されているものは存在しないか、仮に存在するとしても、ADRにおける審理において損害費目及び損害発生時期が特定されている。被告東京電力が、ADRにおける和解契約で損害費目及び損害発生時期を特定しないまま合意して支払をしているというのであれば、関係書類を提出して具体的に主張すべきである。

また、直接請求による合意に基づいて支払がなされた場合でも、被告東京電

力から証拠として提出された被告東京電力作成にかかる支払実績表において「その他」や「実費」名目で整理されている場合でも（例えば甲D21の24や甲D40の12）、直接請求手続に関する書面を確認すれば、損害費目及び損害発生時期が特定され、その損害を賠償する旨の合意があったことは明らかである。近時の被告東京電力の対応から、直接請求手続における関係書類は被告東京電力に全て保管されており、かつ提出可能であることが明らかとなった。被告東京電力は、個別原告との関係で、損害費目及び損害発生時期が特定されないまま合意して支払がなされているというのであれば、関係書類を提出して具体的に主張すべきである。

上記のとおりであり、被告東京電力が述べるような不当ないし不公平な結果を招来することはない。

(3) 和解の相対効に関する主張について

ア はじめに

被告東京電力は、和解の相対効の結果、「被告東京電力との関係では、細分化された損害項目ごとに支払額以下の損害額を認定できないという片面的確定効が生じ、被告国との間では裁判所は自由心証により損害を認定し全損害額に全支払額を充当するという極めて複雑な事態が生起してしまう。」から「不当、不公平かつ複雑な結果」になる、よって原告の主張は不当である旨述べる。

しかしながら、これは、和解の相対効に関する誤解に基づく主張であって、失当である。

イ 被告東京電力と原告が和解した損害費目（損害発生時期を含む）については訴訟物ではなく被告国との関係でも審理判決の対象ではないこと

原告は、被告東京電力と和解した上で、当該和解に基づき損害発生時期と損害費目を特定して支払を受けた部分については、一部請求の外側としている。

そのため、和解の対象となった部分については、被告東京電力のみならず被告国との間でも、その損害額について審理を行う必要がない。

審理判決を行う必要があるのは、被告東京電力との間で和解が行われていない範囲なのであり、その範囲について損害の有無及び損害額を審理判決すれば足りる。したがって、被告東京電力が主張するような不都合は生じない。

被告東京電力のこの点に関する主張は、和解の相対効に関する誤解に基づく主張であり、失当である。

ウ 被告東京電力の和解に基づく弁済により債務が消滅する範囲

被告東京電力の主張は、「全支払額を充当する」と記載していることから分かるように被告東京電力から原告に対する弁済の効力の問題である。

東京電力が、原告と和解を行い、その和解に基づいて支払った場合、和解によって弁済の対象とされた範囲で、原告の被告東京電力に対する損害賠償請求権は満足を受けて消滅する。原告と被告東京電力との間では、和解によって損害発生時期及び損害費目を特定して当該損害を満足するために弁済がなされているから、被告東京電力の弁済によって消滅するのは、和解によって特定された範囲に限定される。

弁済等、債権を満足させる行為については絶対的効力があるとされる。絶対的効力とは（不真正）連帯債務者の1人について生じた事由が他の債務者との関係にも影響を与えることをいう。

上記のとおり、被告東京電力との関係で債務が消滅する範囲は和解によって特定された範囲であるから、被告国との関係でも、絶対的効力によって債務が消滅する範囲は、被告東京電力と原告との和解によって特定された範囲である。

例えば、被告東京電力がある被害者に対して「平成23年4月1日から同年9月30日までの就労不能損害に対する弁済」として一定額を賠償した場合であれば、被害者と東京電力との関係では、「平成23年4月1日から同年9月30日までの就労不能損害」が弁済額の範囲で消滅することになる。絶対的効力によって被告国との間で債務が消滅するのも同じ範囲であるから、被害者と被告国との間でも、「平成23年4月1日から同年9月30日

までの就労不能損害」について弁済額の範囲で債務が消滅することになる。

実質的に見ても、このように理解しなければ、和解のうえで支払を受けた被害者の意図を超えて他の不真正連帯債務者との関係で債権が消滅する可能性があることになれば和解の上で支払を受けた被害者を不当に害することにある。また、(不真正)連帯債務者としても他の(不真正)連帯債務者が行った弁済の趣旨(債務が消滅する範囲)を超えて自らの債務が消滅するとの期待を抱くことは考えがたく、仮にそのような期待を抱いたとしても保護に値しないからである。

(4) 不当・不公平な結論とはならないこと

以上のとおりであり、被告東京電力と原告との和解に基づき、被告東京電力が原告に支払を行ったことにより債務が消滅する範囲は、和解によって特定された範囲に限られる。これは原告と被告東京電力との関係でも、原告と被告国との関係でも異なるところはない。したがって、被告東京電力が主張するような不当・不公平な結論を招来することはない。

被告東京電力のこの点に関する主張は、和解や弁済の効力についての誤解に基づく主張であって誤りである。

6 「(6) 原告らの具体的な主張がないこと」について

この点に関する被告東京電力の主張の趣旨が理解できない。

ADRにおいては損害発生時期と損害項目を特定し、それ以外の部分については和解の効力が及ばないことや、特定された損害についても別途損害賠償請求を行うことを妨げない旨の合意がなされていることについては、原告が繰り返し主張しているとおりである。また直接請求において同様の趣旨の和解が成立していることも原告が繰り返し主張しているとおりである。その合意形成過程については詳細かつ具体的に主張しているのであり、具体的ではないというのであれば、どの点が具体的にでないのか具体的に指摘されたい。

後に訴訟になった場合の審理は、原告がまさに主張しているとおりでよい。また、松山地裁や高松高裁、さいたま地裁、新潟地裁等が実際に審理判決を行ったとおりであり、当該損害項目(これらの裁判所では「慰謝料」という損害項目)に

ついて、和解による金額を超える損害が認められるのか否かについて審理判決を行えばよい。

7 原告主張の和解が成立していると認定すべきこと

被告東京電力は、原告の主張するような和解は理論的にも実質的にも存在しないと述べる。しかしながら、高松高裁、新潟地裁あるいはさいたま地裁が認定するように、本件においても、直接請求手続の経過、あるいはADRにおける和解契約書から、原告が主張するように、損害発生時期と損害費目を特定して該当する損害については和解金額を下回ることはないこと、並びにこれを上回る損害額あるいは別の損害費目（あるいは損害発生時期の損害）について別途請求することを妨げない旨の和解が成立している旨認定しなければならない。そして、このような和解をなしえることは、最高裁判所が高松高裁のこの点に関する判断を是認していることから明らかである。また、ADRにおける和解契約は、その条項をみれば明らかであり、原告が主張するような和解契約が有効に成立することを当然の前提としている。

この点に関する被告東京電力の主張は失当である。

8 「4 世帯構成員間における弁済の相互充当」について

この点は、原告ら準備書面84・第5のとおりである。なお、この点について、仙台高裁や高松高裁が被告東京電力の主張を否定する判決をしたことは、原告の準備書面84・第5において述べたとおりであるが、この点に関する判断の部分については最高裁判所も是認し、確定している。

また、上記のさいたま地裁も次のとおり述べて、被告東京電力の主張を排斥した（甲A41号証152頁）。

原告らが本件で請求する精神的損害は、上記認定事実（第1の11）のとおり、一人ずつ定められた賠償基準により賠償が行われており、また、不動産損害は不動産の所有者に対してのみ賠償が行われているから、ある者に対して賠償すべき額を定めるに当たり、同一世帯内の他の構成員に対する賠償額の多寡を考慮すべき理由を見出し難い。したがって、被告東電の上記主張は採用できない。

9 まとめ

以上のとおりであり、被告東京電力準備書面（32）第6の主張は失当である。

なお、被告東京電力は、「原告らが主張・立証した損害の全体から、被告東京電力による既払い金の全額を控除して認容額の有無・額が判断される必要があ」という主張と同趣旨の主張を、二つの仙台高裁判決（生業事件判決及び浜通り避難者訴訟判決）に対する上告受理申立において行ったが、これらの主張については最高裁判所において、いずれも排斥されている。

第6 本東電書面「第7 復興論」について

被告東京電力は「本件事故から『復興したこと』自体を趣旨として上記のような主張するものではない（原文ママ）」と述べているが、原告も、復興した否か自体について議論をするものではない。

原告が問題視しているのは、実際は、原告らの避難元の一般的な状態ではないにもかかわらず、被告東京電力が、自己に都合の良い資料や、ほんの一部の行事という特殊な例を抽出し、それが原告らの避難元の一般的な状態だと誤認させた上で、「通常人一般人を基準として、放射線の健康影響等を理由として本件事故後本件事故時住所地から『避難』することは本件事故との相当因果関係を欠く」という主張を行っていることである。

また、各々の原告の避難の相当因果関係の判断については、各々の原告の避難元の汚染状況等、当該避難についての個別的な事情に基づいて客観的になされるべきであり、福島県全体についての社会的活動状況が本件事故時と比較して活発になっているか否か等とは無関係であるということも、原告は繰り返し述べているところである。

本準備書面第7における被告東京電力の主張こそ、原告の主張を正解せず、また、自己に都合の良い特殊事例を抽出して誤認させ、相当因果関係を否定するものであり、失当である。

以上